

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 ホームヘルパー等服務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「**国会**」という。）が運営する指定居宅サービス（訪問介護）及び受託事業に従事する嘱託職員（以下「**職員**」という。）の職務に関する事項を定めるものである。

(職務)

第2条 職員は、上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに職場秩序の維持に努めなければならない。

- (1) 指定居宅サービス（訪問介護）事業に関すること。
- (2) 受託事業に関すること。

(身分証明書)

第3条 職員が職務に従事するときは、身分証明書を携帯しなければならない。

(服務)

第4条 職員は、この規程に基づいて、誠実かつ公正に服務しなければならない。

- 2 職員は、職務上知り得た事項については、これを他に漏らしてはならない。また、退職後についても同様とする。
- 3 職員は、理由の如何を問わずその職務に関し、対象家庭から金品等の受領をしてはならない。

(訪問日誌等の提出)

第5条 職員は、1週間の活動状況の実績を訪問日誌に、訪問時間の実績を活動記録簿に記載し、翌週に提出しなければならない。また、訪問する前に外務日誌を提出しなければならない。

- 2 職員は、保健、福祉及び医療関係機関等の職員と常に密接な連携を取って、職務を遂行するよう努めなければならない。

(私用車の使用)

第6条 職員が、私用車を業務に使用した場合には、当該車輛の運行状況を報告しなければならない。

(その他)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月15日より施行する。